

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 **袋井市** (都道府県: **静岡県**)
 本事業の担当部局名 **企画部 企画政策課**

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)			
個別事業名	袋井市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 4 年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	5,400,000		円	
自治体における少子化対策の全体像及びその中の本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 袋井市においては、総合計画において「子育てするなら袋井市」をスローガンに、結婚や出産、子育ての希望をかなえ、子どもがすこやかに育つまちを目指し、結婚支援や子育て環境の充実等の少子化対策に取り組んでいるが、近年では、0歳児人口については、令和元年度(平成31年度)796人から令和5年度667人(各年度4月1日時点)と減少しているとともに、令和3年の婚姻件数は367件、婚姻率4.4と減少しており、出生率を高めていくための対策を講じる必要がある。(参考:平成30年婚姻数480件、婚姻率5.6)</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 過年度に引き続き、ICT教育の推進や、子供の教育に係る経済的負担の低減に向けた施策のほか、不妊治療費の助成、産後ケア事業、出産・子育て応援交付金の支給など、「子育てするなら袋井市」といわれるまちの実現に向け、子育て世帯の負担軽減などを継続して実施している。</p> <p><本個別事業の位置付け> 本事業は、未婚化・晩婚化への対策のほか、結婚する若者の経済的負担の軽減によって、若い世代の希望する誰もが子どもを産み、子育てを充実できる環境づくりとして位置づける。</p>			
個別事業の内容	1. 概要			
	【補助対象要件】			
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	【補助上限額】			
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	【対象費目】			
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
	【継続補助】 継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 無			
※(注)3 【その他独自要件】				
婚姻期間: 令和6年1月1日から令和7年2月28日まで 支払期間: 令和6年4月1日から令和7年2月28日まで				

2. 申請見込

①新規世帯見込	12	世帯	②継続世帯見込		世帯
上記のうち	ともに29歳以下	6	世帯		
	その他	6	世帯		

【世帯数積算根拠】

29歳以下：6件（申請見込）×60万円（補助上限額）=3,600千円
 上記以外：6件（申請見込）×30万円（補助上限額）=1,800千円
 ・申請見込については、予算の制約により、今回の対象世帯は、29歳以下6世帯、それ以外世帯6世帯とする。

（参考）

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	16 世帯
～12月(実績)	16 世帯
1月～3月(見込)	0 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	6 世帯 × 600,000 円 =	3,600,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	6 世帯 × 300,000 円 =	1,800,000 円	
	(継続補助)	0 円	
	合計	5,400,000 円	

3. 広報の実施予定

市内企業訪問時に情報提供（15社程度）、市役所市民課窓口でのチラシ配布、市SNSでの情報提供、市ホームページへの掲載

KPI項目	単位	目標値	現状値
合計特殊出生率		1.95 (R6)	1.76 (R2公表)
合計特殊出生率		1.76 (H25～H29厚生労働省：R2公表値)	
婚姻件数	件	367 (R3静岡県人口動態統計：R5公表値)	
婚姻率		4.4 (R3静岡県人口動態統計：R5公表値)	
KPI項目	単位	目標値	現状値
事業内容 番号	項目		
	(アウトプット)		
1	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	100	100
	(アウトカム)		
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	60	56
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	90	87
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	静岡県の公共施設等でのチラシ配布を行うとともに、県ホームページでの広報を行う。		
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	市内企業訪問時に、本補助金に関する情報提供を行い、社員に情報の共有を依頼する(15社程度)		

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。